## 資料編

平成11年5月31日 要綱第24号

(趣旨)

第1条 この要綱は、西原町附属機関の設置に関する条例(平成16年西原町条例第17号)第3条の規定に基づき、西原町高齢者保健福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

- 第2条 委員会の所掌事務は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申するものとする。
  - (1) 高齢者保健福祉計画の見直しに関すること。
  - (2) 高齢者の現状把握及び現況の分析に関すること。
  - (3) その他高齢者の保健及び福祉に関して必要な事項

(組織)

- 第3条 委員会は、委員8人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者について、町長が委嘱する。
  - (1) 医師等医療関係者
  - (2) 学識経験者
  - (3) 沖縄県南部福祉事務所代表
  - (4) 社会福祉施設代表
  - (5) 町老人クラブ連合会代表
  - (6) 社会福祉協議会事務局代表
  - (7) 町民

(委員の任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。
- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会議を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要に応じて、委員以外の学識経験者又は関係者等の出席を求め、意 見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年要綱第8号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年要綱第22号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年要綱第12号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年要綱第32号)

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則(平成29年要綱第21号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年要綱第40号)

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則(令和4年告示第28号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

## 西原町高齢者保健福祉計画策定委員会委員名簿

	構成組織	氏 名	団体名·役職名等	備考
1	医師等医療関係者	西田 康太郎	琉球大学大学院 医学研究科 整形外科学講座 教授	
2	学識経験者	豊里 竹彦	琉球大学 医学部 保健学科 教授	委員長
3	沖縄県南部福祉 事務所代表	宮里 健	沖縄県子ども生活福祉部 南部福祉事務所 所長	
4	社会福祉施設代表	赤嶺 邦子	医療法人愛和会 介護老人保健施設 池田苑 事務長	
5	町老人クラブ連合 会代表	宮平 苗子	西原町老人クラブ連合会 副会長	
6	社会福祉協議会 事務局代表	小波津 周平	社会福祉法人 西原町社会福祉協議会 健康福祉係長	副委員長
7	町民	佐藤 礼子	公募による町民	
8	町民	小浜 泰一	公募による町民	